

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																				
旭高等学校	<p>小口支払基金の支出手続において、下記のとおり不備があった。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 職員が小口支払基金支出伺の決裁を得ることなく、自己資金によって物品を購入したものについて、事後決裁により当該職員に資金を交付しているものがあった。</p> <p>(事後決裁されていた小口支払基金支出伺書の内容)</p> <table border="1" data-bbox="460 751 1362 961"> <thead> <tr> <th>支出伺年月日</th> <th>使 途</th> <th>使用金額</th> <th>使用日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年3月28日</td> <td>延長コード</td> <td>1,920円</td> <td>平成30年3月28日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 職員は当該日において、出張しており、用務終了後、帰校する際、その経路途中において、物品を購入したが、これについては、事前に小口支払基金支出伺の決裁を得ておらず、自己資金によって購入（立替払）をしていたものである。</p> <p>2 学校協議会の開催に伴い出席委員へ提供したペットボトルのお茶の購入について、小口支払基金を使用し購入しているが、小口支払基金支出伺に添付が必要となる、代表者の氏名等を記載した名簿を添付していなかった。</p> <p>(小口支払基金支出伺書の内容)</p> <table border="1" data-bbox="460 1371 1362 1686"> <thead> <tr> <th>支出伺年月日</th> <th>使 途</th> <th>使用金額</th> <th>使用日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年6月21日</td> <td>学校協議会 委員用お茶</td> <td>699円</td> <td>平成29年6月21日</td> </tr> <tr> <td>平成30年1月29日</td> <td>学校協議会 委員 お茶 ペットボトル</td> <td>774円</td> <td>平成30年1月29日</td> </tr> </tbody> </table>	支出伺年月日	使 途	使用金額	使用日	平成30年3月28日	延長コード	1,920円	平成30年3月28日	支出伺年月日	使 途	使用金額	使用日	平成29年6月21日	学校協議会 委員用お茶	699円	平成29年6月21日	平成30年1月29日	学校協議会 委員 お茶 ペットボトル	774円	平成30年1月29日	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【小口支払基金の管理に関する規則】 (経費の支払) 第7条 資金前渡職員が経費の支払をするときは、当該経費が第3条の経費に該当するかどうか、当該支払が当該府の機関に係る予算の範囲内であり、かつ、歳出予算から基金への繰入れが可能であるかどうか等を調査し、適当であると認めるときは、領収書その他の書類を徴して支払をするとともに現金出納簿明細入力（様式第1号）及び現金出納簿（様式第2号）に記載しなければならない。</p> <p>【小口支払基金の管理に関する規則の運用】 第7条関係 1 規則第7条による調査をするときは、小口支払基金支出伺（様式第1号の1）により、行政文書管理システムによるものとする。ただし、行政文書管理システムによることができない場合は、小口支払基金伺（様式第1号の2）によるものとする。</p> <p>【会計事務の手引】 第4章 支出 第4節 支出の方法 2 資金前渡 (7) 小口の経費の執行に係る資金前渡（小口支払基金の運用） (注) ・ 職員が小口支払基金支出伺の決裁を得ることなく、自己資金によって購入（立替払）をしたものについて、事後決裁により当該職員に資金を交付するようなことは決して行わないでください。このような資金交付を請求されても、資金前渡職員は断固として拒否してください。</p> <p>【会議及び懇談等の執行基準】 2 消耗需用費によるもの (2) コーヒー、紅茶、ジュース類の提供 次に掲げるような場合に限り、所属長の承認を得て、コーヒー、</p>	<p>職員に対し、検出事項と是正事項の内容を周知し、適正な事務処理の徹底について確認した。 今後は、法令に基づき適正な事務処理を行う。</p>
支出伺年月日	使 途	使用金額	使用日																				
平成30年3月28日	延長コード	1,920円	平成30年3月28日																				
支出伺年月日	使 途	使用金額	使用日																				
平成29年6月21日	学校協議会 委員用お茶	699円	平成29年6月21日																				
平成30年1月29日	学校協議会 委員 お茶 ペットボトル	774円	平成30年1月29日																				

		<p>紅茶、ジュース類（喫茶店からの出前により調達するもの等）を提供することができる。この場合、特に府職員の同席を必要とするときはその職員にも提供することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 重要又は長時間（おおむね2時間以上）に及ぶ府職員以外の者との会議を開催するとき。</li><li>② 研修会、講習会の講師等を応接するとき。</li><li>③ 来室者の応接をするとき。</li></ul> <p>(4) 名簿の整備</p> <p>(1)で規定する弁当等の提供に当たっては提供の対象となる者（府職員以外の者を含む）、(2)で規定するコーヒー、紅茶、ジュース類の提供に当たっては提供の対象となる代表者（府職員にあつては全員）の所属名、職名、氏名を記載した名簿を作成し、経費執行伺い又は支出命令伺書に添付すること。</p> <p>(会計事務ポータルサイト FAQ)</p> <p><b>Q5</b> 会議において提供するコーヒー、紅茶、ジュース類の代金を、小口支払基金で支払うことはできますか。</p> <p>できます。</p> <p>ただし、支出できる範囲については、「<u>会計事務にかかる執行基準等(会議及び懇談等の執行基準)</u>」を確認してください。</p> <p>また、コーヒー、紅茶、ジュース類の提供の対象となる代表者(府職員にあつては全員)の所属名、職名、氏名を記載した名簿を作成し、小口支払基金支出伺に添付しなければなりません。</p>	
--	--	---	--